

資料 1



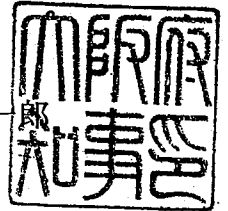
情公第1614号

平成27年11月13日

大阪府個人情報保護審議会

会長 角松 生史 様

大阪府知事 松井 一郎



行政不服審査法の改正に伴う大阪府個人情報保護条例の改正について（諮問）

平成26年6月13日に改正行政不服審査法が公布され、平成28年4月1日施行の見込みとなっていることから、これに伴う大阪府個人情報保護条例の改正について、大阪府個人情報保護条例第57条第1項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

行政不服審査法の改正に伴う大阪府個人情報保護条例の改正について

2 趣旨

平成 26 年 6 月 13 日に改正行政不服審査法（以下「改正法」という。）が公布され、公布後 2 年以内（平成 28 年 4 月 1 日見込み）に施行される。これに伴い、本府においては、大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）の不服申立制度に係る規定を改正することとし、その改正に当たって、条例第 57 条第 1 項の規定により貴審議会の意見を求めるものである。

3 行政不服審査法の改正の概要

行政不服審査法は、昭和 37 年に制定されて以降、50 年以上にわたり、本格的な改正はなされなかった。この間、国民の意識が変化し、行政手続法の制定（平成 5 年）や行政事件訴訟法の改正（平成 16 年）等の関連法制度の整備がなされるなど、公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即して抜本的な見直しが必要とされ、以下のとおり、行政不服審査法の改正がなされたところである。

(1) 不服申立構造の見直し

不服申立ての類型が、原則として「審査請求」に一元化された。

(2) 公正性の向上

原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰する審理員制度が導入されるとともに、審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェックする行政不服審査会等への諮問手続が新設された。さらに、口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写が新設されるなど、審査請求人等の手続保障の拡充が図られた。

また、情報公開審査会・個人情報保護審議会において実質的な審理がなされている場合など、審理員を指名しなくとも審理の公正性が確保される場合には、条例に基づく処分について条例に定めることにより審理員による審理は不要とされた。

(3) 利便性の向上

現行 60 日とされている審査請求期間が 3 か月に延長されたほか、標準審理期間の設定、争点等の整理手続による迅速性の確保、情報提供・公表の努力義務化などにより透明性の向上が図られることにより、行政不服審査制度における国民の利便性の向上が図られた。

(4) 救済手段の充実・拡大

審査庁が裁決において申請拒否処分を取り消す場合や不作為が違法・不当である場合に、審査庁が処分庁に対して申請認容処分を命ずる措置などが新設された。

4 条例改正の方針案（行政不服審査法第9条第1項に規定される審理員の指名について）

改正法第9条第1項では、審査庁は、審査庁に所属する職員のうちから審理手続を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等に通知しなければならないこととされているが、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合等は、この限りでない旨規定されている。

本府においては、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に対する不服申立てがあった場合について、第三者機関である大阪府個人情報保護審議会において、実施機関による説明、審査請求人や参加人等の口頭意見陳述の機会を設け、学識経験者によるインカメラ審理等による直接的・実質的な調査審議が行われてきたことから、審理員を指名しなくとも審理の公正性が確保できるため、改正法第9条第1項ただし書きの規定により、同項本文の規定を適用除外とするものとする。

5 施行期日

本条例の改正については、行政不服審査法の改正に対応するものであることから、施行期日は改正法の施行期日に合わせるものとする。具体的には、改正法附則第1条に掲げる規定の施行期日（平成28年4月1日見込み）とする。